

3-4. 法定相続分について



(2) 配偶者・親等の直系尊属が相続人の場合

⇒ 配偶者の相続分は、3分の2

親等の直系尊属の相続分は、3分の1

(直系尊属が複数いるときは、その3分の1をその人数で割ったものが各直系尊属の相続分となる。)

(2) 配偶者・親等の直系尊属が相続人の場合

